

# 甲賀市介護予防・日常生活支援総合事業 (略称: 総合事業) ご案内



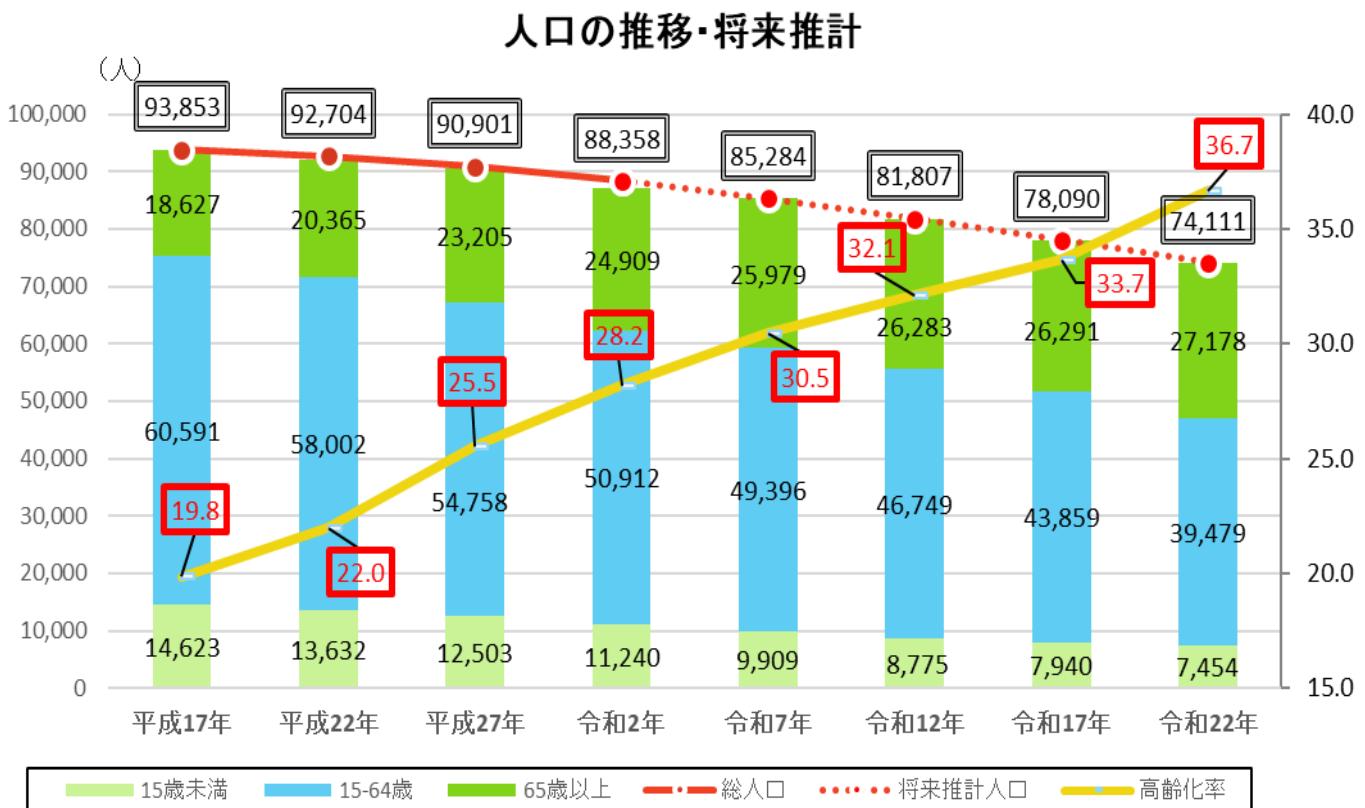
## 【相談・問い合わせ先】

相談先	住所	電話・FAX
長寿福祉課	甲賀市水口町水口 6053 番地	電話:0748-69-2165 FAX:0748-63-4085
水口地域包括支援センター	甲賀市水口町水口 5607 番地	電話:0748-65-1170
土山地域包括支援センター	甲賀市土山町北土山 1715 番地	電話:0748-66-1610
甲賀地域包括支援センター	甲賀市甲賀町大久保 507 番地 2	電話:0748-88-8136
甲南地域包括支援センター	甲賀市甲南町野田 810 番地	電話:0748-86-8034
信楽地域包括支援センター	甲賀市信楽町長野 1251 番地	電話:0748-82-3180

甲賀市長寿福祉課・地域包括支援センター

～令和8年1月発行～

## データからみる甲賀市の現状



資料:国勢調査(平成17年-令和2年)・日本の将来推計人口

令和2年までの国勢調査の結果と今後の人口予測、高齢化率を表したグラフです。全国的に人口は減少傾向にありますが、甲賀市においても同様に年々人口が減少し、10年後（令和17年）には7万人台になると推測されています。

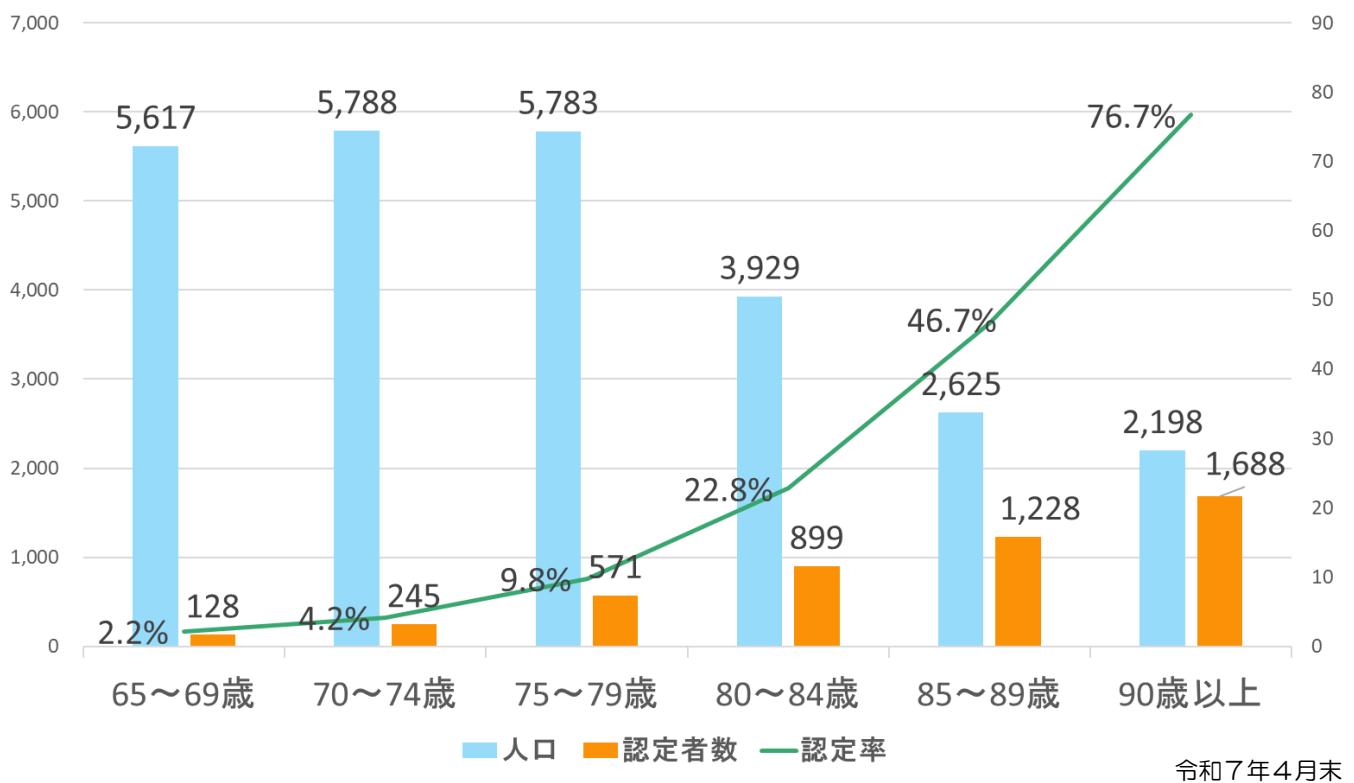
年齢別に見ますと 15 歳から 64 歳の人口は減少傾向にある一方で、65 歳以上の高齢者の人口は増加傾向にあり、10 年後（令和 17 年）には高齢化率が 33% を超え、3 人に 1 人が 65 歳以上になると予想されます。

すでに、介護人材不足が問題になっておりますが、担い手世代となる 15 歳から 64 歳の人口は、平成 17 年と令和 22 年を比較すると、30%以上減少すると予想されており、人材不足がますます深刻なものとなってきます。

【参考】令和7年4月末時点

人口 87,243人  
高齡化率 29.7%

## ～第1号被保険者における要介護認定者の割合～



65～69歳で要介護認定を受けている人の割合は2.2%で、ほとんどの人が要介護認定を受けておられません。

しかし、80～84歳では、約4人に1人、85～89歳になると約半分、90歳以上になると7割以上の方が要介護認定を受けておられます。

85歳以上になると介護を受ける人が急に増えるけど、働き手・介護の担い手となる若い世代の人口は減少していくんだね。

介護を必要とする人に必要な量のサービスが届くようにするには、新たな担い手を確保するだけでは足りないね。

どうしたらいいんだろう？



## 介護予防の取組みを進めよう！

※介護予防とは、高齢者が要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。

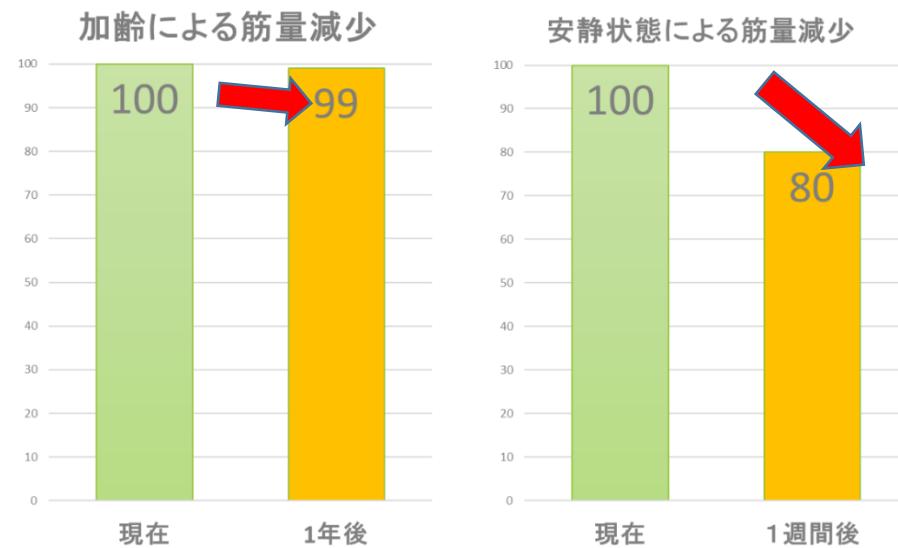


介護サービスを利用しなくても  
住み慣れた地域で元気に生活できる期間をできるだけ長く！

### 介護予防の目的

- 介護が必要な状態になることをできる限り遅らせる
- 既に介護が必要な状態の人であっても、それ以上悪化しないようにする、もしくは改善するようにする

### 筋力の低下は加齢のせいだけ？



毎日活動的に  
過ごすことが  
大事です！



一般的に50歳以降は毎年1～2%程度、筋肉量が減少するといわれています。  
「高齢になったから足が弱ってきた」ということを聞くことがあります、加齢による筋肉量の減少は1%程度です。

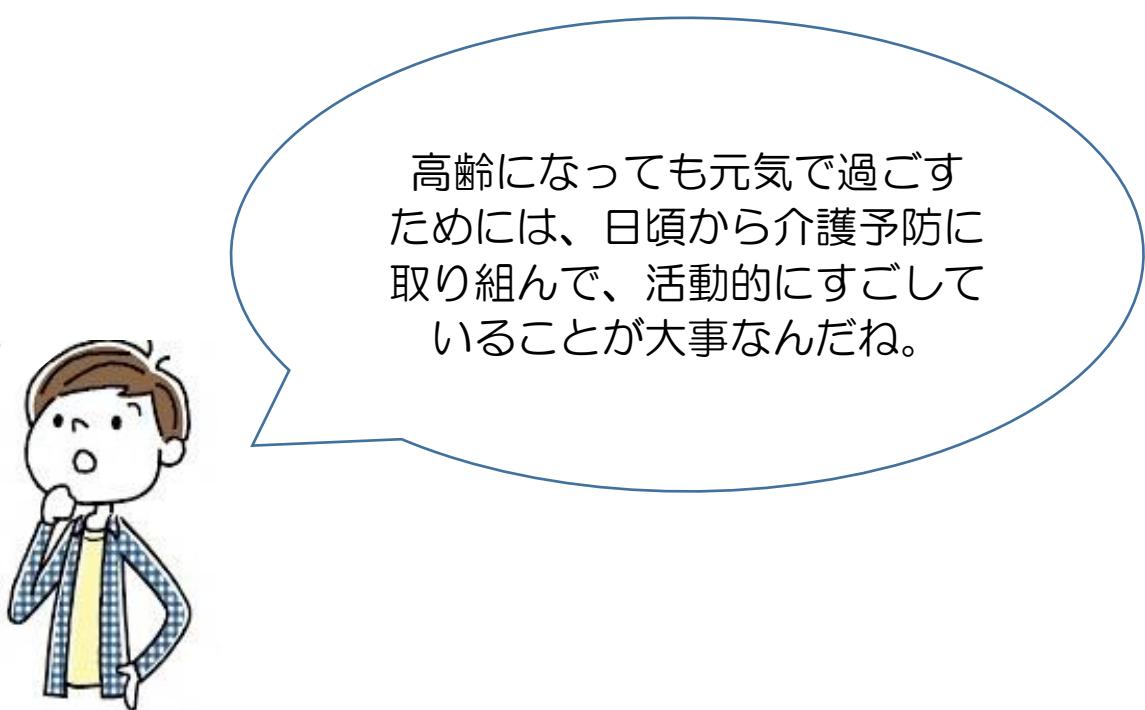
しかし、安静状態(目安は風邪で寝込んでいるような状態)でいると、1日で2~3%、1週間で15~20%も減少するといわれています。これは、1日で3年分の筋肉が衰えるということになります。

週2回30分以上の活動をしていると、4年後も筋肉量の減少はゆるやかだと言われており、毎日活動的に過ごすことの大切さがわかります。

活動的に過ごすとは、なにも筋力トレーニングをすることだけに限りません。



例えば、地域でされている「いきいき100歳体操」や「サロン」、「個人的な集まり、ボランティア活動などに参加すること」でも、活動量を増やすことにつながります。活動量が増えることで、筋力低下を遅らせることができ、要介護状態になることを遅らせることにつながるため、日頃から活動的に過ごしていることがとても大事なのです。



活動的に過ごすのが大切！！  
 「なりたい自分」になるために  
 まず自分の現状を確認して  
 みましょう！

なりたい自分になるための  
 目標を決めて、その目標を  
 達成するために3か月後に  
 どうなっていかを考え  
 てみましょう。



私は

バスに乗って、カラオケ教室にまた通うことが

そのために、3か月後に

少し休みながらでも5分以上続けて

役割や活動  
のめやす

A

自宅での  
生活・役割

洗濯物たたみ  
食事の用意  
新聞とり  
草むしり

B

自宅周辺  
の交流

家族とのお喋り  
自宅での茶話会  
友人とのお喋り  
回覧板をもっていく

C

3 充分にある  
(週2・3回以上)

2 少しある  
(週1回以上)

1 少ない(週1回未満)  
これから探す



- 5分以上立っていられる  
(手すり可)
- 2~3段の段差昇降  
(手すり可)
- つまずきなく屋内を移動  
できる
- 荷物を持って屋内を  
移動できる
- 広口瓶のふたを開けら  
れる

- 椅子からの立ち上がり  
(手すり可)
- 階段や坂を昇降できる  
(手すり可)
- 屋外整地歩行の自立  
(歩行補助具あり可)
- 5分以上歩ける(歩行補  
助具あり可)
- 家庭内および近所で  
は、ほぼ不自由なく動  
き活動できる



今、自分ができることを  
チェックしてみましょう。

全部できていなくても、  
3つチェックがついたら  
次のステップを目指してみ  
ましょう！

つながり(活動・交流)



なりたい自分に近づけるように  
できるだけ活動的に過ごしましょう



できるようになりたい。

歩いて歩くことが(○○バス停目標！)

できるようになりたい。

**C** 自宅近隣の交流  
(800m 以内)

散歩先や近所での交流  
地域のサロン  
いきいき 100 歳体操  
老人クラブ

**D** 日常生活圏域  
(町内)での交流

グラウンドゴルフ  
スポーツジム  
通院

**E** 趣味活動での交流・  
担い手としての活動

趣味の発表会  
旅行  
サロンや老人会のスタッフ  
ボランティア活動



- 15分以上歩ける(歩行補助具あり可)
- 自転車、車を使って外出できる(利用できる場合)
- バス、電車を使って外出できる
- 息切れなく階段や坂を昇降できる
- 地域資源を知り、活用できる

- 15分以上歩ける(歩行補助具あり可)
- 自転車、車を使って外出できる(利用できる場合)
- バス、電車を使って外出できる
- 息切れなく階段や坂を昇降できる

#### □ 地域資源の活用

- 15分以上歩ける(歩行補助具あり可)
- 自転車、車を使って外出できる(利用できる場合)
- バス、電車を使って外出できる
- 息切れなく階段や坂を昇降できる

#### □ 地域資源の活用

交流の範囲)

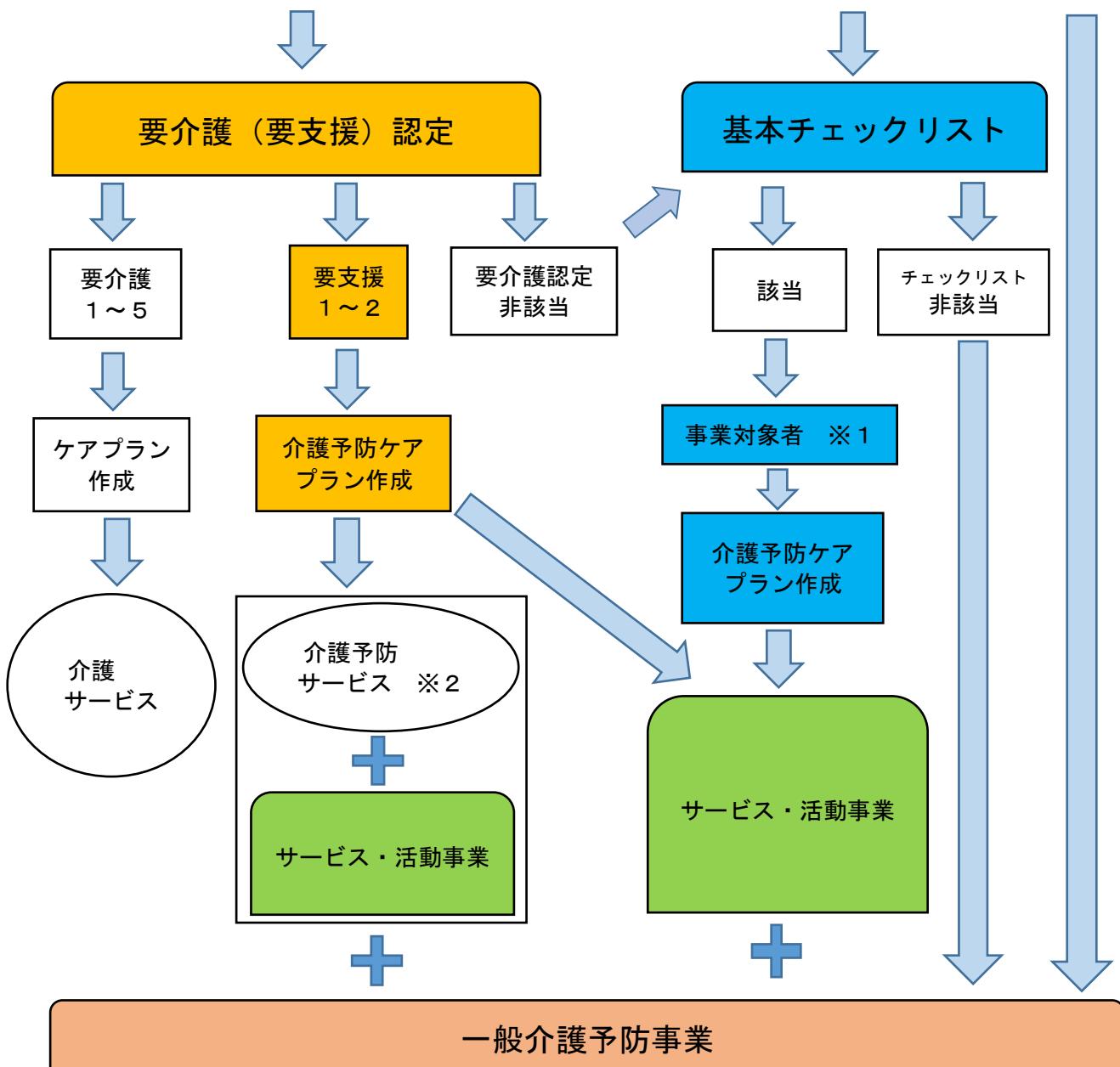
活動的に過ごすこと  
活動範囲もどんどん  
広がっていくね  
役割も増えていくね



# サービスの利用方法

まずは市の担当窓口や地域包括支援センターに相談してください

※利用者の希望や心身の状態などを聞きしたうえで、基本チェックリストを受けるのが良いか、要介護（支援）認定申請をするのが良いかを相談させていただきます。



※1 事業対象者・・・介護保険の要支援の認定を受けなくても、『基本チェックリスト』を使った判定を受けることで総合事業のサービスを利用することができる人のことです。

※2 介護予防サービス・・・訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、ショートステイ、福祉用具の購入・貸与等

介護サービス以外に、一般介護予防事業や地域の集い場・民間サービスを併用し、さらに活動的に過ごすことで、介護予防に取り組んでいただけます。

## 基本チェックリスト とは？

運動、栄養、口腔などの生活状況について、31項目からなる質問票のこと

番号	質問	記入日	平成 年月日	
			どちらかを○で囲んでください。	この欄は記入不要です
1	バスや電車で1人で外出していますか	O. はい 1. いいえ		/20
2	日用品の買物をしていますか			
3	預貯金の出し入れをしていますか			
4	友人の家を訪ねていますか			
5	家族や友人の相談にのっていますか			
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか			
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか			
8	15分くらい続けて歩いていますか			
9	この1年間に転んだことがありますか		1. はい O. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか		1. はい O. いいえ	
11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	O. いいえ	/2
12	身長と体重をご記入ください <身長 cm > <体重 kg >			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	O. いいえ	/3
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	O. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	O. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	O. はい	1. いいえ	/2
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	O. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	O. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	O. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	O. いいえ	/3
21	大切な物は自分でかたづけ、必要な時にはいつでも使えますか	はい	いいえ 2	
22	人に近所の道を尋ねられたら正確に教えられますか	はい	いいえ 2	
23	このごろ近所の不幸を聞くだけでもすぐに涙がでますか	はい 4	いいえ	
24	このごろ物を置き忘れることが多くなりましたか	はい 3	いいえ	
25	このごろ外出して道に迷うことがありますか	はい 2	いいえ	
26	小便や大便をもらすことがありますか	はい 5	いいえ	
27	(ここ2週間で)毎日の生活に充実感がないと感じますか	1. はい	O. いいえ	
28	(ここ2週間で)これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなったと感じますか	1. はい	O. いいえ	
29	(ここ2週間で)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられることがありますか	1. はい	O. いいえ	
30	(ここ2週間で)自分が役に立つ人間だと思えなくなりましたか	1. はい	O. いいえ	
31	(ここ2週間で)わけもなく疲れたような感じがしますか	1. はい	O. いいえ	/5

○認定に必要なものは「基本チェックリスト」だけなので、手続きが簡単です。

○要介護（要支援）認定には認定期限がありますが、事業対象者は認定期限がなく、更新手続きはありません。

○介護サービス（介護予防サービス）が必要となった時は要介護（要支援）認定の申請ができます。

# 甲賀市の「介護予防・日常生活支援総合事業」について

甲賀市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、「一般介護予防事業」と「サービス・活動事業」の2つで構成されています。

## 一般介護予防事業

### 【対象者】65歳以上の全ての方

- ◎いきいき 100 歳体操、各種サークル支援
- ◎ボランティアポイント制度
- ◎介護予防・フレイル予防教室
- ◎地域リハビリテーション活動
- ◎キャラバンメイトと認知症サポーター養成
- ◎介護予防普及啓発

(P10)

## サービス・活動事業

### 【対象者】要支援1・2、事業対象者

- ◎訪問型サービス（従前相当）
- ◎訪問型サービスA
- ◎通所型サービス（従前相当）
- ◎通所型サービスA
- ◎通所型サービスC

(P11～)

○事業対象者には利用できないサービスがあります。

～利用できないサービスの例～

訪問入浴・・・看護や介護の職員が居室内に浴槽を運び込み入浴を提供するサービス

訪問看護・・・主治医の指示により看護師などが訪問し自宅療養中の人に対する看護

短期入所・・・家庭での介護が一時的に困難となった時、短期間入所して受けれる介護

福祉用具・・・杖や歩行器などのレンタル、ポータブルトイレや入浴用具などの購入や貸与

住宅改修・・・安全に在宅生活を送るための手すりなどの取付等ほか

# 一般介護予防事業

あなたの健康づくり・介護予防を応援します。

\*一般介護予防とは、高齢者がいつまでも自立して生活できるよう取り組む活動のことです。

## 仲間と一緒に 健康づくり

- ① 地域の通いの場  
いきいき100歳体操
- ② 介護予防に取り組んでいる地域の団体への支援  
介護予防事業補助金

## いきいき 100歳体操の様子



約40分の体操です。ゆっくりした体操ですが、転倒予防に効果があります。

## 生きがいを持って 笑顔で楽しく 健康づくり

### ①ボランティアポイント制度【登録者募集中！】

65歳以上で条件を満たす方を対象に、ボランティア活動を支援しています。ボランティア内容は、施設での掃除や話し相手、配膳下膳、畑作業などです。活動によってポイントがつき、集めたポイントで地域の特産品に交換ができます。

### ②地域リハビリテーション活動

リハビリテーションを通じて健康づくりを実施します。保健師、理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士など専門職によるアドバイスを個別または集団で受け、生活の中に生かしていけるよう支援します。

## 地域で安心して いきいきと暮らし続けるために



### 認知症サポーター養成講座の様子



### ① 認知症サポーターと認知症キャラバン・メイトの養成

認知症があってもその人らしく生活ができる地域づくりを目指し社会福祉協議会と協働で「認知症サポーター」と「認知症キャラバン・メイト」を養成しています。

### ② 介護予防の普及・啓発

介護予防の大切さについてパンフレットの作成や様々な健康教育を通じて啓発しています。

## サービス・活動事業

要支援1または要支援2の認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人（事業対象者）が利用できるサービスです。

総合事業に移行する前に実施していた予防給付サービスと同等の『従前相当サービス』と『緩和した基準によるサービス』があります。

サービス内容や利用回数は介護予防ケアマネジメント\*により決定します。サービス利用開始前に地域包括支援センター（または担当ケアマネジャー）にご相談ください。

甲賀市の『従前相当サービス』は

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ①訪問型サービス（従前相当） | ・・・・・ P 1 2 |
| ②通所型サービス（従前相当） | ・・・・・ P 1 4 |

このサービスは平成28年度まで予防給付サービスで提供されていた介護予防訪問介護・介護予防通所介護サービスと同等のサービスです。

甲賀市の『緩和した基準によるサービス』は

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ①訪問型サービスA | ・・・・・ P 1 3 |
| ②通所型サービスA | ・・・・・ P 1 4 |
| ③通所型サービスC | ・・・・・ P 1 5 |

このサービスは、サービスを提供するうえで事業所に定められている従業員の配置や設備等の基準が緩和されているサービスです。例えば、訪問型サービスAは訪問介護員（ホームヘルパー）の資格を持っていない場合でも、市が認める研修（担い手養成研修、生活支援従事者研修等）を修了している者でも提供することができます。

### ※介護予防ケアマネジメントとは

高齢者自身が、自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら健康の維持・増進に向けた取組みを行えるよう支援します。高齢者の自立支援に資するよう、心身機能の改善のほか、地域の中で役割を持って生活できるようアプローチし、介護予防・生活支援サービス事業を含め、目標達成に取り組めるようにケアプランを作成します。

## 訪問型サービス



### ①訪問型サービス（従前相当）

訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、生活援助・身体介護を行います。

**身体介護** 利用者のための食事や入浴・更衣の介助を行います。

**生活援助** 掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物の代行等を行います。※

※ 同居家族がいる場合は、原則生活援助サービスを受けることはできませんが家族の状況等により利用できる場合がありますのでご相談ください。

※ 家族のための家事や、日常の範囲を超える家事は対象となりません。

#### ●利用できる人

介護予防ケアマネジメントにより訪問介護員による専門的なサービス（身体介護）が必要と認められる人

（例）退院直後で状態が悪化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な人  
認知症、難病等の進行性疾患により日常生活に特に支障があり、身体介護が必要な人

#### ●利用回数等

週1～3回

地域包括支援センター等の担当ケアマネジャーが作成するケアプランにより決まります。



#### 1か月あたりの自己負担の目安

利用回数	負担割合1割の人	対象者
週1回利用	1,226円／月	要支援1.2 事業対象者
週2回利用	2,448円／月	
週3回利用	3,884円／月	

※事業所の人員体制等により別に費用が加算または減算されるため、サービスを提供する事業者により利用料が異なる場合があります。

## ②訪問型サービスA

訪問介護員（ホームヘルパー）や市が認める研修（担い手養成研修、生活支援従事者研修等）を修了した者が訪問し、生活援助を行います。

**生活援助** 利用者のための掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物の代行等を利用者の自立を促しながら行います。※

※ 同居家族がいる場合は、原則生活援助サービスを受けることはできませんが家族の状況等により利用できる場合がありますのでご相談ください。

※ 家族のための家事や日常の範囲を超える家事は対象となりません。

### ●利用できる人

『①訪問型サービス（従前相当）』に該当しない人で、サービスが必要と介護予防ケアマネジメントにより認められる人

（例）新規で要介護認定申請をし要支援認定を受けられた人  
基本チェックリストで事業対象者と判定された人  
要支援認定があり、訪問型サービスを新たに利用する人

### ●利用回数等

週1～2回、1回30分未満または30分以上1時間以内  
地域包括支援センター等の担当ケアマネジャーが作成する  
ケアプランにより決まります。



### 1回あたりの自己負担の目安

利用時間	負担割合 1割の方	対象者
30分未満	184円／回	要支援1.2 事業対象者
30分以上1時間以内	275円／回	

## 市が認める研修とは

総合事業の訪問型サービスAの介護職員として従事していただくことができる研修  
(総合事業の従業者として従事していただくための知識習得に必要なカリキュラムを  
含むものであれば、他市町で受講した研修でも可)

- 市が実施する研修（介護担い手養成研修等）
- 生活支援従事者研修
- 介護初任者研修 等

担い手養成研修の受講風景 →



## 通所型サービス

### ①通所型サービス（従前相当）

通所介護施設（デイサービスセンター）で、生活機能の維持向上のための体操やレクリエーションなどを日帰りで受けられます。

#### ●利用できる人

介護予防ケアマネジメントにより専門的なサービスが必要と認められる人

（例）退院直後で状態が悪化しやすく、自立支援に向けた専門的サービスが特に必要な人  
認知症、難病等の進行性疾患があり、日常生活専門性が高い支援が必要と認められる人

#### ●利用回数等

週1～2回

地域包括支援センター等の担当ケアマネジャーが作成するケアプランにより決まります。



#### 1か月あたりの自己負担の目安

	負担割合1割の人	対象者
週1回利用	1,847円／月	要支援1、事業対象者
週2回利用	3,719円／月	要支援2、事業対象者

※食事・日常生活費（おむつ代など）は別途負担となります。

### ②通所型サービスA

通所介護施設（デイサービスセンター）で、生活機能の維持向上のための体操やレクリエーションなど半日のサービス（ミニデイサービス）を受けられます。

#### ●利用できる人

『①通所型サービス（従前相当）』に該当しない人で、サービスが必要と介護予防ケアマネジメントにより認められる人

（例）新規で要介護認定申請をし、要支援認定を受けられた人  
基本チェックリストで事業対象者と判定された人  
要支援認定があり、通所型サービスを新たに利用する人

#### ●利用回数等

週1～2回、半日（2～3時間）

地域包括支援センター等の担当ケアマネジャーが作成するケアプランにより決まります。



#### 1か月あたりの自己負担の目安

	負担割合1割の人	対象者
週1回程度利用	1,662円／月	要支援1、2、事業対象者
週2回程度利用	3,346円／月	要支援2、事業対象者

※食事・日常生活費（おむつ代など）は別途負担となります。

### ③通所型サービスC（短期集中型）

保健または医療の専門職により提供される、主にリハビリテーションを行う短期集中予防サービスで、運動器の機能向上を目的とした3ヶ月集中プログラムが受けられます。

#### ●利用できる人

介護予防ケアマネジメントによりサービスが必要と認められた人

3ヶ月の短期集中利用により、機能回復が見込める人

（例）要支援認定があり、通所型サービスを新たに利用する人  
基本チェックリストで事業対象者と判定された人  
新規で要介護認定申請をし、要支援認定を受けられた人

#### ●利用回数等

週1回、3ヶ月の期間（1回限り）



#### 1回あたりの自己負担の目安

	負担割合1割の人	対象者
週1回	540円/回	事業対象者

## 総合事業の訪問型サービス・通所型サービスの事業所一覧

※サービス種類ごとに地域別、事業所番号順に並んでいます。

年度途中に事業所が増減することがあります。情報は随時更新します。



### 訪問型サービス

#### 〈 訪問型サービス（従前相当） 〉

事業所番号	コード	事業所名	事業所住所	事業所電話
2571400064	A2	甲賀市社協 ヘルパーステーションみなくち	水口町水口 5609 番地	0748-63-7665
2571400676	A2	J A ゆうハート 水口ヘルパーステーション	水口町新城 520 番地	0748-65-5650
2571401252	A2	訪問介護事業所花こころ	水口町北泉二丁目 71 番地	0748-63-0812
2571400866	A2	あいむ水口 訪問介護	水口町北泉一丁目 138 番地	0748-62-2811
2571401278	A2	ヘルパーステーション てんりゅう	水口町牛飼 395 番地 8	0748-63-1009
2571400692	A2	甲賀市社協 ヘルパーステーションつちやま	土山町北土山 2171 番地	0748-66-2733
2571400239	A2	甲賀市社協 ヘルパーステーションこうか	甲賀町大原中 886 番地	0748-88-4633
2571400015	A2	せせらぎ苑訪問介護サービス	甲南町葛木 855 番地	0748-86-1020
2571401005	A2	ヘルパーステーションえがお	甲南町稗谷 1910 番地 218	0748-60-8105
2571401062	A2	ほねつき介護ヘルパーステーション希望ヶ丘	甲南町希望ヶ丘本町 9 丁目 421 番地 31 2 階	0748-60-2371
2571401179	A2	甲賀市社協 ヘルパーステーションしがらき	信楽町長野 372 番地	0748-82-8055
2571400841	A2	JA ゆうハート 信楽ヘルパーステーション	信楽町柞原 793 番地	0748-70-3396

#### 〈 訪問型サービスA 〉

事業所番号	コード	事業所名	事業所住所	事業所電話
2571400064	A3	甲賀市社協 ヘルパーステーションみなくち	水口町水口 5609 番地	0748-63-7665
2571400692	A3	甲賀市社協 ヘルパーステーションつちやま	土山町北土山 2171 番地	0748-66-2733
2571400239	A3	甲賀市社協 ヘルパーステーションこうか	甲賀町大原中 886 番地	0748-88-4633
2571401005	A3	ヘルパーステーションえがお	甲南町稗谷 1910 番地 218	0748-60-8105
2571400015	A3	せせらぎ苑訪問介護サービス	甲南町葛木 855 番地	0748-86-1020
2571400189	A3	甲賀市社協 ヘルパーステーションしがらき	信楽町長野 372 番地	0748-82-8055

## 通所型サービス



### 〈 通所型サービス（従前相当） 〉

事業所番号	コード	事業所名	事業所住所 1	事業所電話
2571400262	A6	甲賀市デイサービスセンター	水口町宇川 25 番地	0748-63-6080
2571400569	A6	NPOみなくちデイサービスセンター	水口町京町 7 番 5 号	0748-62-2880
2571400700	A6	がんばるステーション	水口町南林口 17 番地	0748-62-0263
2591400250	A6	花いちご	水口町北泉 2 丁目 71 番地	0748-63-1161
2571400833	A6	樹の郷デイサービスセンター	水口町山 3309 番地	0748-63-2900
2571400866	A6	デイサービスあいむ水口	水口町北泉一丁目 138 番地	0748-62-2811
2571400981	A6	レツツ俱楽部たかはし水口	水口町伴中山 3814 番地 2	0748-69-7155
2571401013	A6	はとがひらデイサービスセンター	水口町水口 6837 番地 5	0748-65-0066
2571401096	A6	デイサービスまごころ	水口町山 3938 番地 1	0748-63-5730
2591400193	A6	ひなたぼっこ げんき	水口町本綾野 566 番地の 1	0748-70-2581
2591400201	A6	デイサービス堇花庵	水口町城内 8 番 1 号	0748-76-4375
2591400235	A6	デイサービスみどり水口	水口町牛飼 395 番地 11	0748-78-0215
2571400148	A6	デイサービスセンターエーデル土山	土山町北土山 2057 番地	0748-66-1911
2571400973	A6	デイサービスセンターたるみ	土山町頓宮 807 番地 1	0748-60-1617
2571401070	A6	通所介護センター甲賀シルバーケア豊壽園	土山町北土山 479 番地	0748-66-8088
2571400155	A6	甲賀荘デイサービスセンター	甲賀町大原中 904 番地	0748-88-5723
2571400288	A6	デイサービスセンターすこやか荘	甲賀町大原中 355 番地	0748-88-5245
2571400536	A6	デイサービスセンター 四季の里	甲賀町隱岐 2177 番地	0748-88-8363
2571400577	A6	ひなたぼっこかつらぎ	甲南町葛木 397 番地	0748-86-8875
2571400668	A6	JAYゆうハート 甲南デイサービスセンター	甲南町杉谷 106 番地	0748-86-8588
2571400957	A6	懐かし処 いろり家	甲南町野尻 434 番地	0748-86-4165
2571400031	A6	信楽荘デイサービスセンター	信楽町牧字小屋カイト 1159 番地	0748-83-1313

事業所番号	コード	事業所名	事業所住所 1	事業所電話
2571400460	A6	有限会社デイサービスひまわりの家事業所	信楽町長野 1437 番地 70	0748-83-1124
2571401054	A6	NPOしがらきデイセンター	信楽町江田 66 番地 4	0748-64-1021

〈 通所型サービスA 〉

事業所番号	コード	事業所名	事業所住所 1	事業所電話
2571400981	A7	レツツ倶楽部たかはし水口	水口町伴中山 3814 番地 2	0748-69-7155
2571400700	A7	がんばるステーション	水口町南林口 17 番地	0748-62-0263
2571401096	A7	デイサービスまごころ	水口町山 3938 番地 41	0748-63-5730
2591400193	A7	ひなたぼっこ げんき	水口町本綾野 566 番地 1	0748-78-0278
2571400866	A7	デイサービスあいむ水口	水口町北泉一丁目 138 番地	0748-62-2811
2571400148	A7	デイサービスセンターエーデル土山	土山町北土山 2057 番地	0748-66-1911
2571401070	A7	通所介護センター甲賀シルバーケア豊壽園	土山町北土山 479 番地	0748-66-8088
2571400288	A7	デイサービスセンターすこやか荘	甲賀町大原中 355 番地	0748-88-5245
2571400015	A7	せせらぎ苑デイサービスセンター	甲南町葛木 855 番地	0748-86-1022
2571400957	A7	懐かし処 いろり家	甲南町野尻 434 番地	0748-86-4165
25A1401131	A7	J A ゆうハート リハステージ すぎたに	甲南町杉谷 108 番地 3	0748-86-7004
2571400460	A7	有限会社デイサービスひまわりの家事業所	信楽町長野 1437 番地 70	0748-83-1124
2571401054	A7	NPOしがらきデイセンター	信楽町江田 66 番地 4	0748-64-1021
2571401112	A7	レツツ倶楽部たかはし信楽	信楽町牧 1520 番地 1	0748-60-7413
25A1401149	A7	J A ゆうハート リハステージ ほそはら	信楽町柞原 793 番地	0748-70-6455

〈 通所型サービスC 〉

事業所番号	事業所名	事業所住所 1	事業所電話
	レツツ・ヘルスアップこうか	水口町朝日ヶ丘6番53号	0748-63-1447